

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年
宮本広相第612号					
令和5年7月5日					
宮城県警察本部長					

警察安全相談員運用要綱の一部改正について（通達）

警察安全相談員の運用については、「警察安全相談員運用要綱の改正について（通達）」（平成30年11月1日付け宮本広相第860号）により行ってきたところであるが、別添のとおり警察安全相談員運用要綱の一部を改正したので、通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 業務報告の規定を削除した。
- (2) 文言の整理その他所要の整理を行った。

2 施行期日

令和5年7月5日

警察安全相談員運用要綱

1 趣旨

この要綱は、警察安全相談員の運用を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 責務

警察安全相談員は、別に定める相談及び苦情取扱要綱に規定する警察安全相談(以下「警察安全相談」という。)に真摯に対応し、犯罪等による被害の未然防止その他県民の安全と平穏の確保に資することをその責務とする。また、警察安全相談員は、常に、人格識見の向上と職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めるものとする。

3 任命

警察安全相談員として任命する者は、警察活動について知識及び経験を有する者又はその能力がこれに準ずると認める者であって、次の要件を満たしているものとする。

- (1) 人格及び行動について信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 健康で活動力があること。

4 任期

警察安全相談員の任期は、1会計年度とする。ただし、再任を妨げない。

5 任免の手續

警察安全相談員を任免するときは、別に定める宮城県警察会計年度任用職員取扱要綱により行うものとする。

6 活動

警察安全相談員は、警察本部又は警察署において、警察安全相談に関し次に掲げる活動を行う。

- (1) 警察安全相談の受理及びその解決のための助言、指導等に関すること。
- (2) 警察安全相談の管理業務の補助に関すること。
- (3) 警察安全相談の取扱状況の統計に関すること。
- (4) 警察安全相談の広報に関すること。
- (5) 警察安全相談に係る関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (6) その他警察本部長が必要と認めること。

7 活動上の遵守事項

警察安全相談員は、その活動を行うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (2) 関係者の正当な権利を害することのないように留意すること。
- (3) その地位を政治的目的のために利用しないこと。

8 身分証明書

- (1) 警察安全相談員は、その活動を行うに当たっては、身分証明書(別記様式)を

常に装着しなければならない。

(2) 警察安全相談員は、相談者等から請求があった場合は、身分証明書を提示しなければならない。

9 指導教養

警察安全相談員を任命したときは、当該警察安全相談員に対し、その活動に必要な知識及び技術についての指導教養を行うものとする。

10 指揮監督

警察安全相談員は、所属長の指揮監督を受け、その活動を行うものとする。

11 警察職員との連携

警察安全相談員は、その活動を行うに当たっては、警察職員と緊密に連携するものとする。

別記様式

身分証明書

(表)

No.	警察安全相談員証	
写真	氏名	上記の者は、警察安全相談員であることを証明する。
	年 月 日 宮城県警察本部長 印	

5.5

8.5

(裏)

警察安全相談員運用要綱(抜粋)

8 身分証明書

- (1) 警察安全相談員は、その活動を行うに当たっては、身分証明書(別記様式)を常に装着しなければならない。
- (2) 警察安全相談員は、相談者等から請求があった場合は、身分証明書を提示しなければならない。

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。